



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年6月15日火曜日 第215号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（9件）.....	（経営支援課）... 870
解除予定保安林にする旨の通知.....	（森林整備課）... 875
保安林予定森林.....	（ " ）... 875
保安林の指定の解除（2件）.....	（ " ）... 876
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	（東予地方局農村整備課）... 876
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（3件）.....	（ " ）... 877
土地改良区の定款変更の認可（6件）.....	（中予地方局農村整備第一課）... 877
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	（ " ）... 878

公 告

消防設備士法定講習会の実施.....	（消防防災安全課）... 878
サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務の委託.....	（原子力安全対策課）... 878
労働委員会第45期委員候補者の推薦.....	（労政雇用課）... 879

教育委員会規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則.....	（義務教育課）... 881
---------------------------------	----------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第823号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ新居浜本店	新居浜市上泉町12番1号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカほか5者	マックスバリュ西日本株式会社ほか5者	令和3年3月1日	令和3年5月24日
マルナカ久保田店	新居浜市久保田町一丁目甲501番 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年3月1日	令和3年5月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第824号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
マルナカ西条店	西条市福武甲963番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年 3月1日	令和3年 5月24日
マルナカ神拝店	西条市神拝西房甲175番地2	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年 3月1日	令和3年 5月24日
マルナカ氷見店	西条市氷見乙1184番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ ほか2者	マックスバリュ西日本株式会社 ほか2者	令和3年 3月1日	令和3年 5月24日
マルナカ東予店	西条市周布191番地	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ ほか7者	マックスバリュ西日本株式会社 ほか7者	令和3年 4月1日 ほか	令和3年 5月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第825号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
マルナカ川之江店	四国中央市川之江町885番地	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年 3月1日	令和3年 5月24日
マルナカ三島店	四国中央市寒川町字神ノ木35番地5	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年 3月1日	令和3年 5月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第826号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
マルナカ今治松本店	今治市松本町五丁目1番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年3月1日	令和3年5月24日
マルナカ今治桜井店	今治市東村南一丁目甲46番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年3月1日	令和3年5月24日
マルナカ今治駅前店	今治市大正町1丁目2番5号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年3月1日	令和3年5月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第827号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ東石井店	松山市東石井六丁目489番1号 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカほか2者	マックスバリュ西日本株式会社ほか2者	令和3年3月1日	令和3年5月24日
マルナカ中央通り店	松山市中央一丁目1番36号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年3月1日	令和3年5月24日
マルナカ高岡店	松山市高岡町97番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年3月1日	令和3年5月24日
マルナカ和泉店	松山市和泉北四丁目10番47号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年3月1日	令和3年5月24日
マルナカ清住店	松山市清住二丁目10番3号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年3月1日	令和3年5月24日
マルナカ土居田店	松山市空港通一丁目3番13号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年3月1日	令和3年5月24日
マルナカ立花店	松山市中村五丁目5番15号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年3月1日	令和3年5月24日
マルナカ北条店	松山市下難波甲227番地2	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義 株式会社スイートガーデン 兵庫県神戸市西区高塚台5丁目4番地1 代表取締役 富川 俊昭	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一 株式会社不二家神戸 兵庫県神戸市西区高塚台5丁目4番地1 代表取締役 富川 俊昭	令和3年4月1日 ほか	令和3年5月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第828号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
マルナカ伊予店	伊予市灘町字西355番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年3月1日	令和3年5月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第829号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
マルナカ川内店	東温市南方555番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	令和3年3月1日	令和3年5月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第830号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
マルナカ宇和島店	宇和島市保田甲841番地2	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカほか3者	マックスバリュ西日本株式会社ほか3者	令和3年3月1日	令和3年5月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第831号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
マルナカ大洲店	大洲市若宮1116番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカほか2者	マックスバリュ西日本株式会社ほか2者	令和3年3月1日	令和3年5月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第832号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

松山市九川乙325の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第833号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

松山市吉木甲496の2、乙127の4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第834号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町岩松乙392の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第835号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町岩松乙392の3、乙392の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第836号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四国中央市三島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年6月15日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	高橋 孝	四国中央市上柏町334
"	三宅 繁博	四国中央市下柏町1121
"	村上 正男	四国中央市村松町95 - 1
"	高橋 薫	四国中央市中曾根町245 - 3
"	藤原 憲雄	四国中央市中之庄町1066
"	頭師 安正	四国中央市三島朝日3丁目2 - 11
"	飛鷹 定男	四国中央市寒川町3637
"	宮崎 武司	四国中央市寒川町2822
"	植田 稔	四国中央市寒川町1458 - 1

"	山川 和孝	四国中央市豊岡町長田378
"	星川 満男	四国中央市豊岡町豊田20番地
"	越智 義茂	四国中央市豊岡町大町1315 - 1
"	鎌倉 敏行	四国中央市富郷町豊坂171
"	合田 篤夫	四国中央市富郷町寒川山453
監事	篠原 芳夫	四国中央市具定町184
"	高橋 忠弘	四国中央市寒川町4482
"	武村 幸義	四国中央市上柏町72番地
"	星川 賢二	四国中央市川之江町3087番地6

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	鈴木 清雄	四国中央市下柏町523
"	高橋 孝	四国中央市上柏町334
"	三宅 繁博	四国中央市下柏町1121
"	高橋 薫	四国中央市中曾根町245 - 3
"	頭師 安正	四国中央市三島宮川3丁目2 - 11
"	藤原 憲雄	四国中央市中之庄町1066
"	飛鷹 定男	四国中央市寒川町3637
"	植田 稔	四国中央市寒川町1458 - 1
"	宮崎 武司	四国中央市寒川町2822
"	白峰 精一郎	四国中央市豊岡町大町912
"	星川 久幸	四国中央市豊岡町五良野254 - 1
"	河村 一碩	四国中央市豊岡町長田89 - 1
"	鎌倉 敏行	四国中央市富郷町豊坂171
"	合田 篤夫	四国中央市富郷町寒川山453
監事	曾我部 朝紘	四国中央市豊岡町大町1882 - 1
"	篠原 芳夫	四国中央市具定町184
"	高橋 忠弘	四国中央市寒川町4482

○愛媛県告示第837号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年6月15日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	片上 和彦	新居浜市久保田町三丁目8番20号
"	真鍋 勝義	新居浜市西の土居町二丁目11番15号
"	神野 克史	新居浜市久保田町一丁目8番26号
"	加藤 武雄	新居浜市政枝町一丁目6番16号
"	杉本 茂利	新居浜市一宮町一丁目14番61号
"	宮崎 雄二郎	新居浜市滝の宮町4番35号
"	秋山 龍夫	新居浜市西の土居町二丁目16番15号
"	加藤 武	新居浜市河内町7番21号
"	永井 多加茂	新居浜市北新町4番8号
"	松木 忠夫	新居浜市河内町2番32号
監事	飯塚 信也	新居浜市政枝町一丁目5番1号
"	神野 善英	新居浜市久保田町二丁目7番3号
"	松木 隆嗣	新居浜市河内町3番16号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	片 上 和 彦	新居浜市久保田町三丁目8番20号
"	宮 崎 雄二郎	新居浜市滝の宮町4番35号
"	加 藤 武	新居浜市河内町7番21号
"	加 藤 武 雄	新居浜市政枝町一丁目6番16号
"	永 井 純 司	新居浜市新田町一丁目14番4号
"	杉 本 茂 利	新居浜市一宮町一丁目14番61号
"	真 鍋 勝 義	新居浜市西の土居町二丁目11番15号
"	松 木 忠 夫	新居浜市河内町2番32号
"	小笠原 賢	新居浜市江口町1番26号
"	神 野 克 史	新居浜市久保田町一丁目8番26号
監 事	飯 塚 信 也	新居浜市政枝町一丁目5番1号
"	河 野 哲	新居浜市久保田町二丁目7番7号

○愛媛県告示第838号

西条市神戸土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 西条市神戸土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - 西条市神戸土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
令和3年6月18日から7月15日まで
- 縦覧場所
西条市役所本庁

○愛媛県告示第839号

西条市玉津土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 西条市玉津土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - 西条市玉津土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
令和3年6月18日から7月15日まで
- 縦覧場所
西条市役所本庁

○愛媛県告示第840号

西条市飯岡土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和

24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 西条市飯岡土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - 西条市飯岡土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
令和3年6月18日から7月15日まで
- 縦覧場所
西条市役所本庁

○愛媛県告示第841号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市太山寺土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年6月15日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

○愛媛県告示第842号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市市坪土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年6月15日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

○愛媛県告示第843号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市東石井土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年6月15日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

○愛媛県告示第844号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市平井町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年6月15日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

○愛媛県告示第845号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市福角町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年6月15日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

○愛媛県告示第846号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市和気浜土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年6月15日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

○愛媛県告示第847号

松山市堀江町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月15日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 松山市堀江町土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - (2) 松山市堀江町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

令和3年6月16日から令和3年7月13日まで
- 3 縦覧場所

松山市役所本庁

公 告

○公 告

消防設備士法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による令和3年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習会を次のとおり実施する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中村 時広

1 講習の区分、日時及び場所

区 分	日 時	場 所
警報設備	令和3年9月7日（火） 9時～17時	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局 7階大会議室
警報設備	令和3年9月9日（木） 9時～17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
避難設備・ 消火器	令和3年9月10日（金） 9時～17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
消火設備	令和3年9月14日（火） 9時～17時	松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第二別館 6階大会議室
警報設備	令和3年9月15日（水） 9時～17時	松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第二別館 6階大会議室
避難設備・ 消火器	令和3年9月16日（木） 9時～17時	松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第二別館 6階大会議室

2 受講申請書の提出期間

令和3年8月2日（月）から8月12日（木）まで

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 受講申請書の請求先

（一財）愛媛県消防設備協会、各市町（組合）消防本部、愛媛県電気工事工業組合各支部、愛媛県管工事協同組合連合会各支部

（一財）愛媛県消防設備協会のホームページからもダウンロードできます。

(2) 受講申請書の提出先

（一財）愛媛県消防設備協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

その他の法定講習に関するお問合せについては、（一財）愛媛県消防設備協会において受け付けます。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中村 時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務委託
- (2) 委託業務名及び数量

入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間

令和4年3月28日（月）まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所

入札説明書等による。
- (6) 入札方法

入札金額は、保守点検の対象となっているサーベイメータ及びデジタル式警報線量計の保守点検費用の総額を記載すること。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 保守点検対象となっている上記機器について、保守点検を行った実績があること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県県民環境部 防災局 原子力安全対策課 原子力防災グループ

〒790 8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電話 089 941 2111 内線2341

メールアドレス genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

(2) 入札書の受領期限

令和3年7月26日（月）午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロード又は上記(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和3年7月26日(月)午後1時30分

愛媛県庁第二別館3階 県民環境部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受付期間

令和3年6月15日(火)から令和3年7月15日(木)午後5時15分まで

イ 受付場所

上記3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Survey meters and Electronic Pocket Dosimeters maintenance outsourcing
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 26 July 2021
- (3) For further information, please contact: Nuclear Safety Measures Division, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570, Japan
TEL +81 89 941 2111 Ext. 2341
Mail genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

○公 告

愛媛県労働委員会第45期委員候補者の推薦について

第44期愛媛県労働委員会委員の任期が令和3年9月3日で満了するので、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第19条の12第3項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号。以下「政令」という。)第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合又は使用者団体は、それぞれの次期委員候補者を次により推薦してください。

令和3年6月15日

愛媛県知事 中村時広

1 推薦者の資格

- (1) 労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。
- (2) 使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

令和3年6月15日(火)から6月29日(火)まで

4 推薦方法

推薦書(別記様式)を令和3年6月29日(火)までに愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課へ到着するように提出してください。なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

- (1) 労働組合については、政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書
- (2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏名
イ 生年月日
ウ 本籍
エ 現住所
オ 学歴
カ 経歴

別記様式(4関係)

推薦書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

労働組合又は使用者団体の名称

代表者氏名 ㊦

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会 {労働者委員} の候補者とし {使用者委員}

て次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属労働組合又は所属会社及びその地位	労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の4第1項該当の有無

注 不要の文字は、抹消すること。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月15日

愛媛県教育委員会
教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第7条 - 第7条の3関係） 教育職員免許状授与（追加）申請書</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>氏 名 — (旧 姓) (通 称 名)</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注1</p> <p>2 <u>（旧姓）及び（通称名）欄は、免許状において、氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。</u></p> <p>3 <u>旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、第7条第10号、第7条の2第7号及び第7条の3第6号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p>	<p>様式第1号（第7条 - 第7条の3関係） 教育職員免許状授与（追加）申請書</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 <u>記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>
<p>様式第2号（第6条、第9条、第10条関係） 教育職員（普通・臨時）免許状検定及び授与（追加）願</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>氏 名 — (旧 姓) (通 称 名)</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 <u>（旧姓）及び（通称名）欄は、免許状において、氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。</u></p> <p>3 <u>旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、第6条第12号、第9条第11号及び第10条第12号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p>	<p>様式第2号（第6条、第9条、第10条関係） 教育職員（普通・臨時）免許状検定及び授与（追加）願</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 <u>記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>
<p>様式第3号（第8条関係） 教育職員免許状交付申請書</p>	<p>様式第3号（第8条関係） 教育職員免許状交付申請書</p>

省略

省略

氏 名 —
(旧 姓)
(通 称 名)

省略

省略

注 1 省略

2 (旧姓)及び(通称名)欄は、免許状において、氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、第8条第5号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

4 省略

5 省略

様式第4号の2(第6条、第8条関係) 臨時免許状

様式第4号の2(その1)

備考	省略	省略
省略	(通称名)	(旧姓) 氏名

様式第4号の2(その2)

備考	省略	省略
省略	(通称名)	(旧姓) 氏名

様式第4号の3(第6条の2関係) 教育職員特別免許状検定及び

授与願

省略

省略

氏 名 —
(旧 姓)
(通 称 名)

省略

省略

注 1 省略

2 (旧姓)及び(通称名)欄は、免許状において、氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、第6条の2第12号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

4 省略

5 省略

様式第4号の4(第6条の2関係) 特別免許状

省略

省略

氏 名 (印)

省略

省略

注 1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第4号の2(第6条、第8条関係) 臨時免許状

様式第4号の2(その1)

備考	省略	省略
省略		氏名

様式第4号の2(その2)

備考	省略	省略
省略		氏名

様式第4号の3(第6条の2関係) 教育職員特別免許状検定及び

授与願

省略

省略

氏 名 (印)

省略

省略

注 1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第4号の4(第6条の2関係) 特別免許状

備考 省略	省略	省略
	(旧姓)	氏名
	(通称名)	

様式第5号(第11条、第12条関係) 教育職員免許状(書換え・再交付)申請書

省略

省略

氏名
(旧姓)
(通称名)

省略

省略

注1 省略

2 (旧姓)及び(通称名)欄は、免許状において、氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、第11条第3号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

4 省略

5 省略

様式第7号の2(第6条の2関係) 推薦書

省略		
氏名 (旧姓) (通称名)	省略	
省略		

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、被推薦者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 省略

様式第8号(第6条関係) 教育職員臨時免許状出願副申書

省略

氏名 (旧姓) (通称名)	
省略	

注1 省略

2 省略

3 (旧姓)及び(通称名)の欄は、出願者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

4 省略

様式第9号(第6条、第6条の2、第9条、第10条関係) 身体に関する証明書

省略

氏名
(旧姓)
(通称名)

省略

備考 省略	省略	省略
		氏名

様式第5号(第11条、第12条関係) 教育職員免許状(書換え・再交付)申請書

省略

省略

氏名 (印)

省略

省略

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第7号の2(第6条の2関係) 推薦書

省略		
氏名	省略	
省略		

注 省略

様式第8号(第6条関係) 教育職員臨時免許状出願副申書

省略

氏名	
省略	

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第9号(第6条、第6条の2、第9条、第10条関係) 身体に関する証明書

省略

氏名

省略

省略

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、被証明者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 省略

3 省略

様式第10号(第10条関係) 幼稚園教諭の免許状の授与の特例に係る実務に関する証明書

省略

氏 名
(旧 姓)
(通 称 名)

省略

省略

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、被証明者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 省略

3 省略

4 省略

様式第11号(第6条、第6条の2、第9条、第10条関係) 人物に関する証明書

省略

氏 名
(旧 姓)
(通 称 名)

省略

省略

注 (旧姓)及び(通称名)の欄は、被証明者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

様式第12号(第6条、第8条関係) 教科(領域)認定書

省略

氏 名
(旧 姓)
(通 称 名)

省略

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、被認定者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 省略

様式第13号(第15条関係) 学力に関する証明書(教育職員検定) 交付申請書

省略

氏 名
(旧 姓)
(通 称 名)

省略

省略

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、学力に関する証明書(教育職員検定)において、氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 旧姓又は通称名を記載する場合は、第15条第2号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

省略

注1 省略

2 省略

様式第10号(第10条関係) 幼稚園教諭の免許状の授与の特例に係る実務に関する証明書

省略

氏 名

省略

省略

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第11号(第6条、第6条の2、第9条、第10条関係) 人物に関する証明書

省略

氏 名

省略

省略

様式第12号(第6条、第8条関係) 教科(領域)認定書

省略

氏 名

省略

注 省略

様式第13号(第15条関係) 学力に関する証明書(教育職員検定) 交付申請書

省略

氏 名



省略

省略

注1 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第15号（第14条関係） 教育職員免許状授与証明書交付申請書
省略

氏 名 _____
(旧 姓)
(通 称 名)

省略

省略

注 1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、教育職員免許状授与証明書において、氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 旧姓又は通称名を記載する場合は、第14条第2号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

3 省略

様式第16号（第6条 - 第10条、第15条の2 - 第15条の4関係） 教育職員免許状授与証明書
省略

氏 名 _____
(旧 姓)
(通 称 名)

省略

省略

省略

注 (旧姓)及び(通称名)の欄は、教育職員免許状授与証明書交付申請書において、旧姓又は通称名の記載がある場合に記載すること。

様式第16号の2（第12条の2関係） 特別非常勤講師任命等届出書

省略				
届出者 _____				
特別非常勤講師に任命し、又は雇用する者	省略			
	氏 名		省略	
	(旧 姓)			
	(通称名)			
	省略			
省略				

注 1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、任命又は雇用される者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 届出者は、旧姓又は通称名を記載する場合は戸籍抄本等又は住民票の写しにより旧姓又は通称名の確認を行うこと。

3 省略

様式第17号（第13条関係） 免許教科以外の教科を担当する許可申請書
省略

学校長 氏名 _____
担任教諭氏名 _____
(旧姓)
(通称名)

省略

省略

2 省略

様式第15号（第14条関係） 教育職員免許状授与証明書交付申請書
省略

氏 名 _____ (印)

省略

省略

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

様式第16号（第6条 - 第10条、第15条の2 - 第15条の4関係） 教育職員免許状授与証明書
省略

氏 名 _____

省略

省略

省略

様式第16号の2（第12条の2関係） 特別非常勤講師任命等届出書

省略				
届出者 _____ (印)				
特別非常勤講師に任命し、又は雇用する者	省略			
	氏 名		省略	
	(旧 姓)			
	(通称名)			
	省略			
省略				

注 省略

様式第17号（第13条関係） 免許教科以外の教科を担当する許可申請書
省略

学校長 氏名 _____ (印)
担任教諭氏名 _____ (印)

省略

省略

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、担任教諭が氏名に加えて
旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 学校長は、旧姓又は通称名を記載する場合は戸籍抄本等又は
住民票の写しにより旧姓又は通称名の確認を行うこと。

3 省略

4 省略

様式第19号(第15条の2関係) 有効期間更新(更新講習修了確認)等申請書

省略

省略	省略
氏名 (旧姓) (通称名)	—
省略	

省略

省略

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、有効期間更新証明書、免許状更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書において、氏名に加えて
旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 旧姓又は通称名を記載する場合は、第15条の2第5号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる
戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

3 省略

4 省略

様式第20号(第15条の3関係) 免許状更新講習免除(による有効期間更新)申請書

省略

省略	省略
氏名 (旧姓) (通称名)	—
省略	

省略

省略

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、免許状更新講習免除証明書又は有効期間更新証明書において、氏名に加えて旧姓又は
通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 旧姓又は通称名を記載する場合は、第15条の3第8号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる
戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

3 省略

4 省略

様式第21号(第15条の4関係) 有効期間延長(修了確認期限延期)申請書

省略

省略	省略
氏名 (旧姓) (通称名)	—

注1 省略

2 省略

様式第19号(第15条の2関係) 有効期間更新(更新講習修了確認)等申請書

省略

省略	省略
氏名	㊟
省略	

省略

省略

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

様式第20号(第15条の3関係) 免許状更新講習免除(による有効期間更新)申請書

省略

省略	省略
氏名	㊟
省略	

省略

省略

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

様式第21号(第15条の4関係) 有効期間延長(修了確認期限延期)申請書

省略

省略	省略
氏名	㊟

省略	
省略	
省略	

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、有効期間延長証明書又は修了確認期限延期証明書において、氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 旧姓又は通称名を記載する場合は、第15条の4第6号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

3 省略

4 省略

様式第22号(第15条の5関係) 有効期間延長(修了確認期限延期)の期間変更等申出書

省略

省略	省略
氏名 (旧姓) (通称名)	—
省略	

省略

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、有効期間延長証明書又は修了確認期限延期証明書において、氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 旧姓又は通称名を記載する場合は、第15条の5第5号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

3 省略

4 省略

様式第23号(第15条の3関係) 在職等証明書

省略

氏 名
(旧 姓)
(通 称 名)

省略

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、被証明者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 省略

3 省略

様式第24号(第15条の4、第15条の5関係) 延長(延期)事由証明書

省略

氏 名
(旧 姓)
(通 称 名)

省略

省略

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、被証明者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 省略

3 省略

様式第25号(第15条の6関係) 更新証明書等が発行された旨の証

省略	
省略	
省略	

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

様式第22号(第15条の5関係) 有効期間延長(修了確認期限延期)の期間変更等申出書

省略

省略	省略
氏名 (旧姓) (通称名)	Ⓜ
省略	

省略

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

様式第23号(第15条の3関係) 在職等証明書

省略

氏 名

省略

注1 省略

2 省略

様式第24号(第15条の4、第15条の5関係) 延長(延期)事由証明書

省略

氏 名

省略

省略

注1 省略

2 省略

様式第25号(第15条の6関係) 更新証明書等が発行された旨の証

明書交付申請書

省略

氏名

—

(旧姓)

(通称名)

省略

省略

注1 (旧姓)及び(通称名)の欄は、交付を申請する証明書において、氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 旧姓又は通称名を記載する場合は、第15条の6第2号の規定にかかわらず、旧姓又は通称名の確認を行うことができる戸籍抄本等又は住民票の写しを添付すること。

3 省略

明書交付申請書

省略

氏名

㊞

省略

省略

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県教育職員の免許に関する規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後の愛媛県教育職員の免許に関する規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県教育職員の免許に関する規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。